

三菱UFJ 年金情報

Mitsubishi UFJ Pension Report

企業年金関係者のための月刊総合情報誌

《目次》

《企業と年金基金の年金ライフプランセミナーについて（1）》 今後の年金ライフプランのあり方を考える	P1
《年金ガバナンス》 その役割と必要性について（2）	P5
《海外年金制度の動向》 フランス・南欧の年金制度改革について	P9
《退職給付会計の話題》 IASBの包括利益の表示に関する討議資料（2）	P13
《上場企業の2012年度退職給付の状況（2）》 注記事項における注目ポイント	P22
《年金基礎講座（会計・税務編②）》 割引率とは	P25
《CSRとサステナビリティ》 地球の定員オーバー問題（6）	P26
《アドリブ経済時評》 お・も・て・な・し	P29

ホームページアドレス：<http://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/nenkin.html>

**2013年
10月号**



三菱UFJ信託銀行

企業と年金基金の年金ライフプランセミナーについて（1）

～今後の年金ライフプランのあり方を考える～

《要約》

少子高齢化の進展により公的年金の機能が縮小する中、平均寿命が延び定年退職後の生活期間が長くなり、自ら長生きリスクへの対応が必要な時代になりつつあります。企業や年金基金が定年退職間近の従業員や加入者に対して行っている「年金ライフプランセミナー」は、今まで以上にその役割が重要なものとなります。年金ライフプランセミナーの必要性を改めて認識し、年金ライフプランセミナーの今後のあり方について考えてみます。

1. はじめに

わが国の公的年金制度が、国民の老後生活に大きな役割を果たしている事は言うまでもありません。しかし、少子高齢化の進展を背景に公的年金では給付水準の適正化や支給開始年齢の65歳までの段階的引き上げが実施され、老後所得保障における機能は縮小しつつあります。また、公的年金の補完機能を果たすべき企業年金も長引く経済環境と運用環境の低迷、適格退職年金制度の廃止と相まって、その実施数は近年大幅に減少しています。一方で、平均寿命が延び、定年退職後の生活期間は長くなる傾向にあり、自らの長生きリスクへの対応が必要な時代となってきているといえます。

退職後の生活設計の重要性が高まる中、企業や年金基金が定年退職間近の従業員等に対して定年退職後の生活設計について教育を行う「年金ライフプランセミナー」は、今まで以上にその役割が重要となります。本稿は年金ライフプランセミナーの必要性を改めて認識し、年金ライフプランセミナーの今後のあり方について考えていきます。今回と次回で企業と年金基金を取り巻く環境の変化について概観し、3回目以降で年金ライフプランセミナーの意義と今後のあり方について考えていきますが、本稿における意見等については筆者の個人的見解であり、所属する組織のものでないことを予め申しあげておきます。

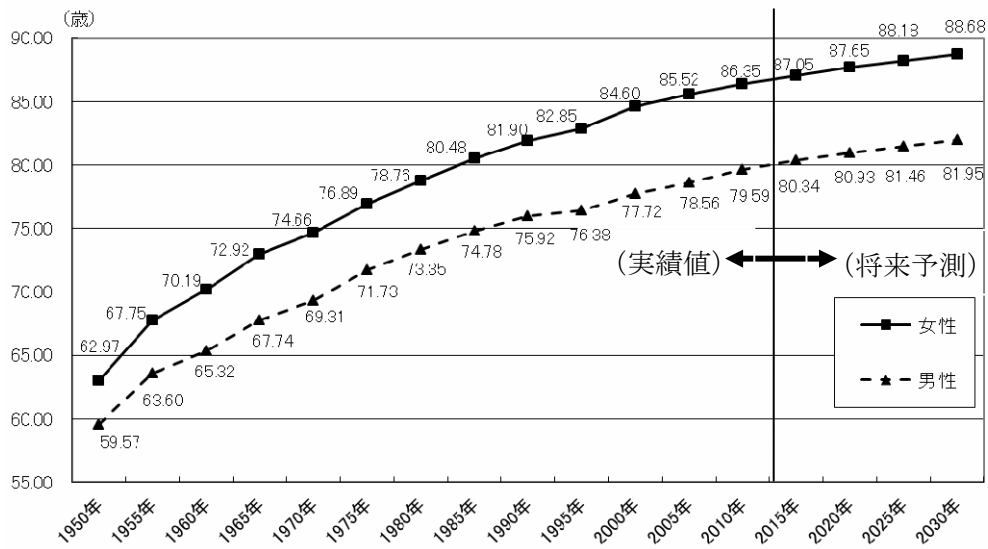
2. わが国の平均寿命の延びと社会保障費の増大

世界保健機構(WHO)が発表した、「World Health Statistics 2013（世界保健統計 2013）」¹によると、日本男性の平均寿命は世界第12位の79歳（1位はカタールで83歳）、日本女性の平均寿命は世界第1位の86歳です。厚生労働省統計資料を基に日本人の平均寿命の推移をみると、1965年に男性67.74歳、女性72.92歳であったものが、2010年には男性で79.59歳、女性で86.35歳まで延びており、最近45年間で男性がプラス11.85歳、女性がプラス13.43

¹ 世界保健機構(WHO) (2013) 「World Health Statistics 2013（世界保健統計 2013）」p52
(http://www.who.int/gho/publications/world_health_statistics/EN_WHS2013_Full.pdf,2013.7.2).

歳平均寿命が延びています²。さらに、国立社会保障・人口問題研究所による「平成24年1月推計」を加えると、2030年には男性で81.95歳、女性で88.68歳まで平均寿命が延びていくと予測されます³〔図表1〕。平均寿命が延びる中、定年退職後の生活期間も長期化し、より多くの老後生活資金が必要になると予想されます。

〔図表1〕わが国の平均寿命推移（将来推計含む）



出所：1950年～2010年実績値は厚生労働省「統計資料」、今後の予想は国立社会保障・人口問題研究所「平成24年1月推計」より筆者作成

平均寿命の延びにより、わが国の社会保障費（年金、医療、介護等）は増加の一途を辿っており、社会保険料は平成29年までに国民年金保険料を16,900円、厚生年金保険料率を18.3%まで段階的に引き上げることが決まっています。国庫負担2分の1への引き上げ財源については、消費税を2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げる予定であり、年金給付の特例水準2.5%の解消についても、2013年10月にマイナス1.0%、2014年4月にマイナス1.0%、2015年4月にマイナス0.5%引き下げられる予定です。

3. 国民の家計資産残高と貯蓄率の推移

国民経済計算(SNA)⁴による国民の家計資産残高と厚労省家計調査における家計貯蓄率⁵

² 厚生労働省 統計資料 (2010) 「平成22年簡易生命表の概況について」

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life10/01.html>, 2013.7.2).

厚生労働省 統計資料 (2010) 「平成22年都道府県別生命表の概況」

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/tdfk10/dl/07.pdf>, 2013.7.2).

³ 国立社会保障・人口問題研究所 「平成24年1月推計」 38頁, 表4-2

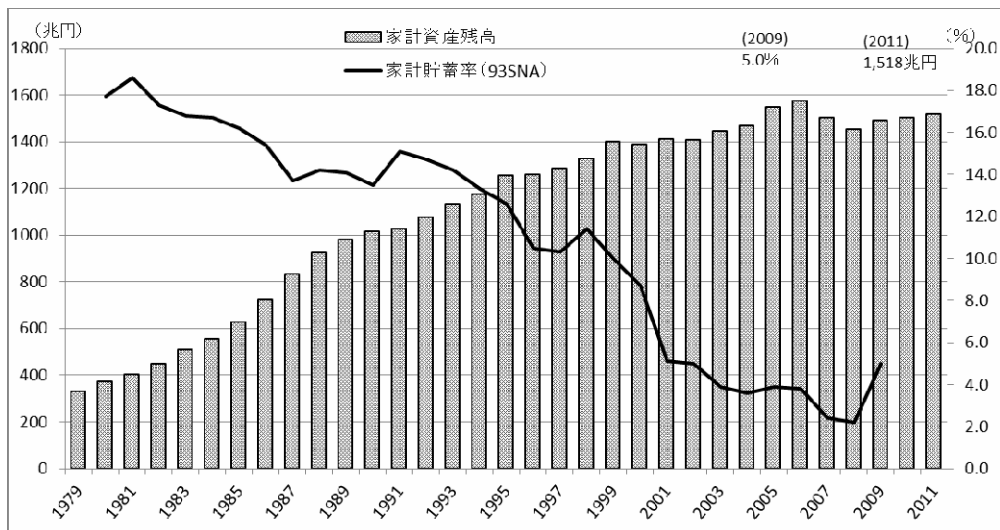
(<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/gh2401.asp>, 2013.7.2).

⁴ 国民経済計算 (SNA : System of National Accounts) とは一国の経済を様々な側面から系統的・組織的に把握し記録したマクロ統計で、国連統計委員会が定めた国際基準に従って整備することとされており、日本は1978年以降68SNAを採用してきたが、2000年10月に1993年国連統計委員会が定めた国際基準「93SNA」に移行した。総務省統計局 (<http://www.stat.go.jp/data/sekai/03.htm>, 2013.7.2)

⁵ 家計貯蓄率は家計の可処分所得のうち貯蓄に回される比率である。家計貯蓄率=家計貯蓄/(家計可処分所得+年金基金年金準備金の変動(受取))。消費に回される比率を消費性向と呼び、消費性向と貯蓄率は足して1となる。貯

の推移をみます。国民の家計資産残高について日本銀行「時系列統計データ（家計資産合計）」によると、1979年の332兆円から高度経済成長と人口増加により2011年には1,518兆円へと4.5倍まで増加しています。家計資産残高は2008年のリーマンショックにより一時的な減少を招いたものの、一貫して増加傾向にあります。家計貯蓄率について厚生労働省「平成24年版労働経済の分析」によると、1980年に17.7%であったが徐々に低下し、2009年には5.0%まで低下していることがわかります〔図表2〕。これは若い時に貯蓄した資産を老年期で消費するという「ライフサイクル仮説⁶」と、近年の高齢化の進展により無職高齢世帯が増加し、貯蓄率が減少しているという両者が原因と考えられます⁷。

〔図表2〕国民の家計資産残高と貯蓄率の推移



出所：家計貯蓄率は厚生労働省「平成24年版労働経済の分析」p122第2-(2)-10図
家計資産残高は日本銀行「時系列統計データ（家計資産合計）」より筆者作成

4. 国民の金融資産の保有目的の変化

金融資産の保有目的は「災害時の備え」、人生の3大資金である「住宅資金」「教育資金」「老後生活資金」、そして人生を楽しむための「レジャー資金」がありますが、厚生労働省「平成24年版労働経済の分析」によると、常に一番多いのが病気や不時の「災害への備え」です。1984年に二番目であった「子どもの教育・結婚資金」は、出生率の低下により減少傾向にあります。代わって1994年以降はそれまで三番目であった「老後生活資金」が浮上し、近年その割合は増加傾向にあり、2011年には一位とほぼ肩を並べる水準まで増加してきています〔図表3〕。平均寿命が延びる中、公的年金だけでは不安であると考えの人が増え、老後のために自ら蓄えをしたいと考える人が増えていることがわかります。

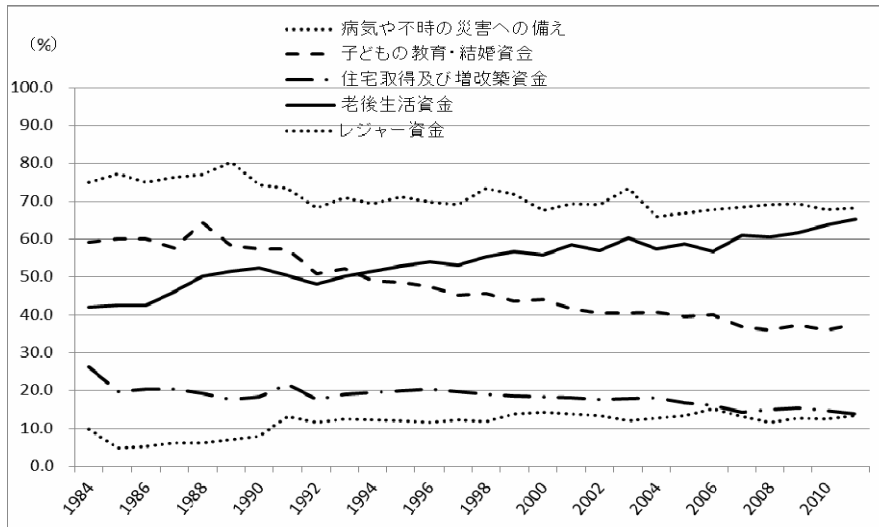
蓄に回されたものは、間接金融（銀行預金）や直接金融（社債や株式への投資）を通して企業の投資原資となり、経済の発展を支える基盤となるものである（総務省統計局）。

(<http://www.stat.go.jp/training/toshokan/faq03/faq03x09.htm>,2013.7.2)

⁶ ライフサイクル仮説とは、「一生涯での消費額を一生涯で使えるお金と等しくなるように毎年の消費量を決める」というもの。現在保有する資産+将来得られる所得＝一生涯での消費量。

⁷ 宇南山卓（2011）「日本の貯蓄率の低下の原因の解明」村田財団 Annual Report of The Murata Science Foundation No.25 2011, (<http://www.murata.co.jp/zaidan/annual/pdf/k01/2011/a91201.pdf>,2013.7.2)

〔図表 3〕 金融資産の保有目的の推移

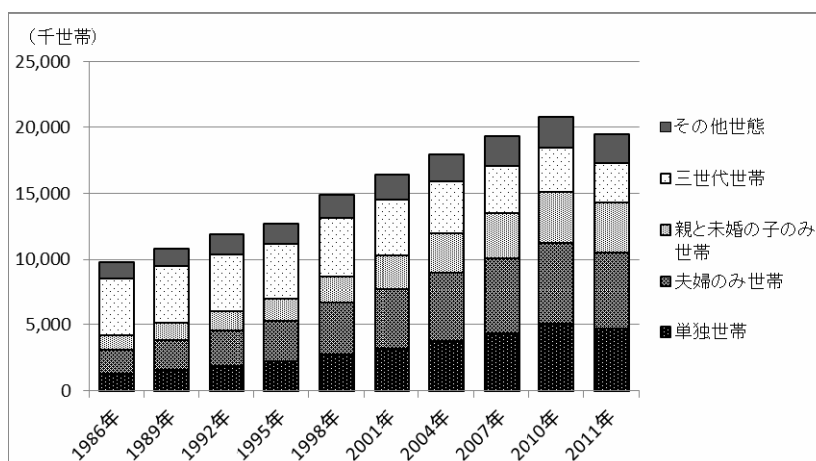


出所：厚生労働省「平成 24 年版 労働経済の分析」p123 第 2-(2)-11 図より筆者作成

5. 高齢者単独世帯の増加

従来は子どもが親の老後の面倒をみるのが普通でしたが、核家族化と都市部への人口集中により、現在は子ども世帯と離れて暮らす高齢者世帯が増えています。厚生労働省「平成 23 年国民生活基礎調査の概況」によると、1986 年では三世帯世帯は 4,375 千世帯で 65 歳以上の者のいる世帯の 44.8% を占めていましたが、2011 年には 2,998 千世帯 15.4% まで減少しています。一方、65 歳以上の単独世帯は 1986 年の 1,281 千世帯 13.1% から、2011 年には 4,697 千世帯 24.2% に増加しており、65 歳以上夫婦のみ世帯も 1986 年の 1,782 千世帯 18.2% から、2011 年には 5,817 千世帯 30.0% まで増加しています〔図表 4〕。定年退職後は子ども世帯に頼れず、自ら長生きリスクへ対応することが求められるようになってきているわけです。

〔図表 4〕 65 歳以上の者のいる世帯数の推移



出所：厚生労働省「平成 23 年 国民生活基礎調査の概況」表 2 より筆者作成

年金カスタマーサービス部 管理事務サービスグループ 菅谷和宏

年金ガバナンス

～その役割と必要性について (2)～

《要約》

年金制度の運営を社内プロジェクトと見立てると、プロジェクト・オーナーにあたるのがプラン・スポンサー、ひいては取締役会ということになります。その取締役会は、年金制度運営の最終「責任者」として制度全般の仕組み構築にあたり、①制度運営が制度設立の目的と整合的であること、②加入者・待期者・受給者への責任を遂行していること、を保証・説明する必要があります。

今回は、年金ガバナンスの根幹である年金制度運営のキー・プレイヤーとその役割・責任について考えます。わかりやすく考えるために、まず「年金制度運営」を「社内プロジェクト」と比べてみましょう。

社内プロジェクトの場合には、そのプロジェクトの立ち上げ・推進などを命じられた「プロジェクト・オーナー」は、そのプロジェクトに必要な「ヒト・モノ・カネ」の手配をすることになります。

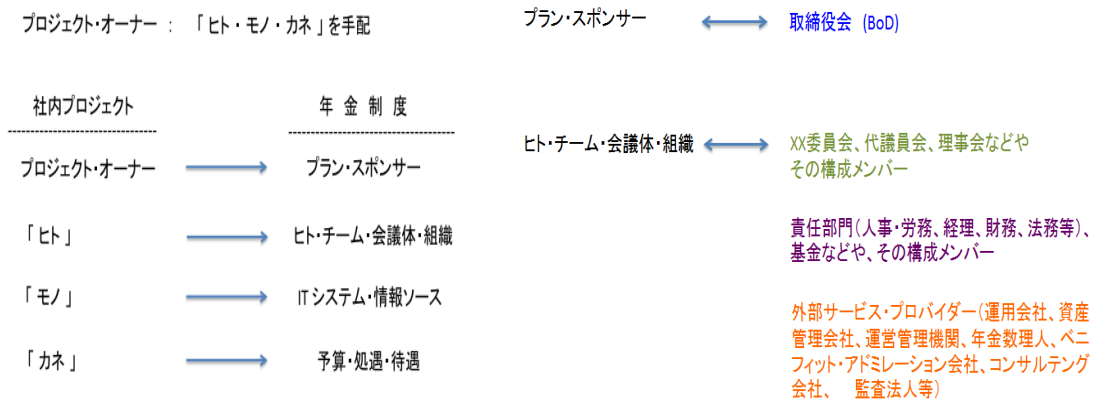
年金制度の場合には、図②-1にあるとおり、プロジェクト・オーナーの任に当たるのが「プラン・スポンサー」となります。

プラン・スポンサーが、社内プロジェクトでの「ヒト」、「モノ」、「カネ」に各々該当する「ヒト・チーム・会議体・組織」、「ITシステム・情報ソース」、「予算・処遇・待遇」、などの仕組みを構築することにより、年金制度の運営が成り立つようになります。

図②-2は、年金ガバナンスの直接の対象である「プラン・スポンサー」、「ヒト・チーム・会議体・組織」について具体的にみたものですが、ここに年金制度運営の主要なプレイヤーが登場します。

図②-1:「年金制度」運営を「社内プロジェクト」に例えてみると

図②-2:「年金制度」運営のキー・プレイヤー達



当小論でプラン・スポンサーと考える「取締役会（BoD : Board of Directors）」と、ヒト・チーム・会議体・組織に登場するプレイヤー達との関係が気になりますが、現段階では、BoD の役割・責任を考えていくうちに自ずと明らかになってくる、とだけ言っておきます。

BoD の役割・責任

米国第 33 代大統領であるハリー・トルーマン(Harry S. Truman) の有名な言葉に、“ The buck stops here. ”(「責任は俺が取る」) がありますが、年金制度運営ではこの台詞は、最終「責任者」であり、当制度のオーナーである、BoD のためにあります。このことは明記しておきたいと思えます。

BoD のみが、「株主」と「年金制度の加入者・待期者・受給者」の双方に直接的に責任を持つ(“ Dual Duty ”, “ Double Hats ”などと言われます) ことが可能な主体と考えられます。従って、これら両者を含む年金制度の様々な「利害関係者」(後述)に、(i) 制度運営が制度設立の目的と整合的であること、(ii) 加入者・待期者・受給者への責任を遂行していること、を保証・説明することを要請されることになるわけです。

その任務を達成するためには、利害関係者間の利益バランスをとること、また可能な限り、バランスをとることを妨げるリスクに晒されないよう制度運営に目配りすること、が必要不可欠となります。そしてそのためには、次の 1. から 3. の事項に関する理解が欠かせません。

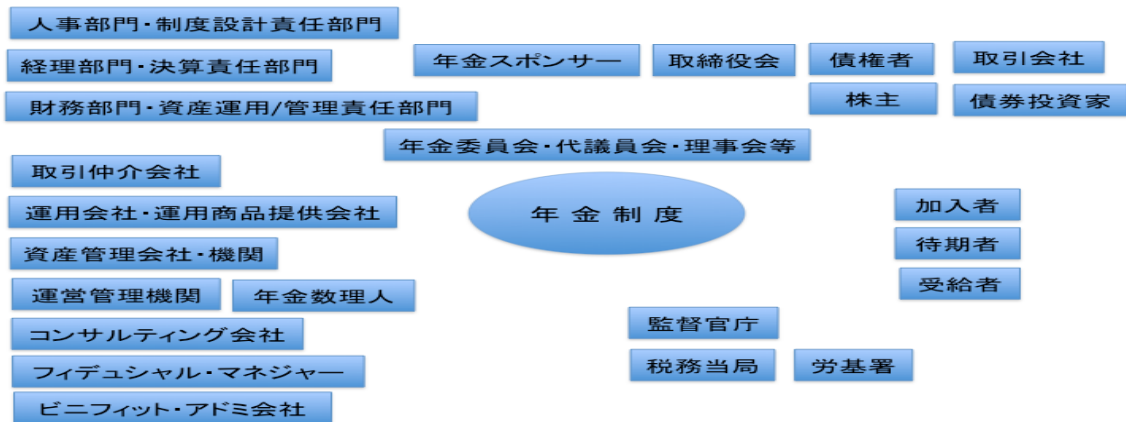
1. 年金制度の利害関係者

ご承知のとおり、年金制度では様々な「主体」が様々な「利害関係の思惑」を持って関わっています。これら様々な主体を、「利害関係者(ステークホルダー)」と呼びますが、すぐに思いつくだけで図②-3 のような多数の利害関係者が浮かび上がります。

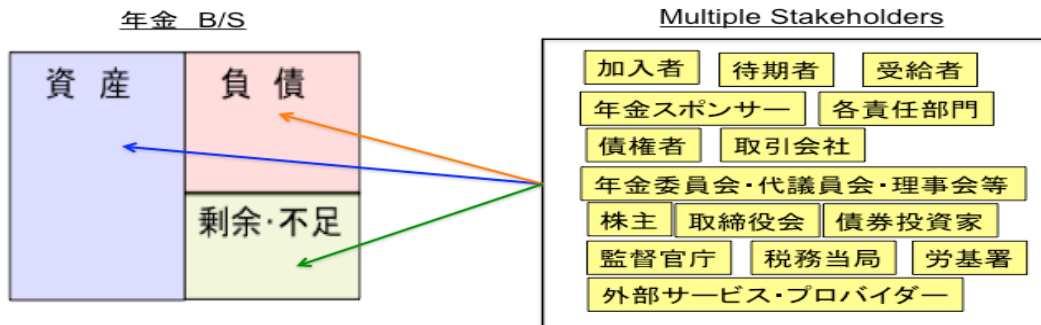
軽重は別として、年金制度に利害を持つ主体が多数存在するという事は、年金制度運営にあたって無視し得ない現実であることを銘記しておく必要があります。

しかも、これらの利害関係者は各々の立場から、年金制度へのコンサーン(思惑・利害)が異なっています(図②-4 参照)。さらに、同じ対象に利害を持っているとしても各々の立場の違いから思惑が異なっている場合、利害の対象・大きさが時間とともに変化する場合等々、様々なことが起き得ます。このことは、「加入者」であった現役の従業員が、時間の経過とともに「待期者」・「受給者」へと変わっていくにつれ、関心事が変化していくことをイメージすれば理解しやすいのではないのでしょうか？

図②-3：年金制度の多様な利害関係者



図②-4：利害関係の構図



2. 利害対立・利益相反の問題

一般的に、我が国の年金制度の運営においては欧米に比べ、「利害対立・利益相反」が話題になることは少ない（特に、利益相反の問題）ように思いますが、年金制度運営のプロセスにおける、利害関係者の多さと何らかの任務の「委託」・「受託」関係が存在する以上、この問題は年金ガバナンスを考えるうえで避けてとおることはできない問題です。

全てのプロセスに関する事柄を自分のみで行い、その結果も全て自分のみに帰属するのであれば、このプロセスにおける利害関係者は自分一人です。当然、他の利害関係者は存在せず、即ち、誰も興味・関心を示さない、ということになるわけです。結果的に説明責任・ガバナンスなどは生じず、誰に気兼ねすることなく、全てを自分の思うとおりに行なって良いということになります（※1）。

しかし、このような幸せ(?)なプロセスは滅多にないでしょう。少なくとも、年金制度の運営プロセスはそうではありません。繰り返し述べた利害関係者の多さは、残念ながら利害対立が多くある可能性を示唆します。また、前回述べた「サブ・プロセスの目的・手段の連鎖」の中で、プロセスにおける何らかの任務を外部委託する場合は、委託する側(Principal)と受託する側(Agent)との「思惑」が一致していると考えられるよりも、何らかの不

一致があると考えの方が現実的です。特に法的要請による外部委託（例えば、年金資産の運用・保管・管理など）の場合では、それが「当たり前のこと」としてルーティン化されているため、インハウス（内部）運用との比較検討ができる欧米の年金制度に比べ、どうしてもこの「思惑の不一致」に対する認識が希薄になりやすい点に注意が必要です。

プロセスの健全化のためには、利害対立・利益相反があり得るとの前提に基づき、このリスクを軽減・防止するための仕組みを、予め制度運営プロセスに組み込む工夫をすることが必要です。

(※1) もちろん、「公序良俗に反しない限り」などの最低限の条件はつきませんが。

3. 結果の説明責任

政治家が国民に、経営者が株主に、説明責任を負うのと同じように、年金制度運営で結果の「説明責任」が問われることになるのは、年金制度「受託者(fiduciary)」(※2)になる年金スポンサー（BoD）を含む利害関係者の一部です。

このように、利害関係者の全てが説明責任を負うわけではないことは、考えてみれば当たり前のことかもしれません。年金制度にはその運営に利害を持つ多数の利害関係者が存在しますが、これらの利害関係者の全てが、直接的に日々の年金運営に携わることは現実的ではなく、また、好ましくもないでしょう。従って、会社経営を専任の経営専門家が行うのと同じように、ある一部の利害関係者が受託者として、年金制度運営を行い、結果責任を負うことになる、というのはごく自然な成り行きではないでしょうか？

「受託者は委託者に対して説明責任を負う」のは大原則です。委託者と受託者は、委託・受託する業務・報告内容などについて事前に合意している（就業規則・年金規約・契約書・ガイドラインなどで）と考えられるからに他なりません。

しかしながらここで注意を要するのは、制度運営全般の説明責任を負うのはあくまで BoDのみであり、他の受託者の責任範囲はあくまで委託された業務範囲に限定される、という点です。

(※2) ここでいう受託者とは、「年金の分野では、受託者は信託財産の受託者 (trustee) に加えて、信託を得て他人のために任務を遂行する者を含んだより広い概念として一般に用いられている」とされ、「事業主・基金の理事・資産管理運用機関」が該当するものとされています。

「年金用語辞典」三菱信託銀行編 ダイアモンド社 P164-P165 参照

(次回(3)では、BoDの役割・責任について具体化する予定です。)

顧問 大輪 秋彦

海外年金制度の動向

～フランス・南欧の年金制度改革について～

《要約》

国の財政赤字が大きいフランス・南欧では、EC（欧州委員会）、OECD（経済協力開発機構）など国際機関から債務削減のための年金改革の要請もあり、支給開始年齢の引き上げを中心とした年金改革を進めています。その他の欧米諸国が、高齢化への対応として支給開始年齢を引き上げている例が多い中、財政赤字の圧縮のため、その動きを加速させているのが特徴と言えます。

日本は高齢化の最先進国であると同時に、政府の総債務残高は、GDPの2.3倍（2011年）という状態です。もちろん、これらの国と同列には比較できませんが、年金改革は重要な検討課題といえます。

米国や欧州の主要国は高齢化に対応して、年金支給開始年齢を引き上げていますが、フランスや南欧諸国では、国際機関（ECやOECD）からの要請もあり、年金改革を行っていることが新聞等で報じられています。高齢化の進展による負担増を回避し、財政を再建することが求められるからです。本号では、フランスや南欧主要国（イタリア、スペイン、ポルトガル）の年金改革の動向をご紹介します。

1. フランスの動向

年金制度の構成は、公的年金としての1階部分（一般制度と言い、日本での基礎年金にあたる）とその上乗せで強制加入の2階部分（補足年金）に分かれています。2階部分は、企業年金と言われているのですが、強制加入の点で日本の厚生年金に似ています。ドイツのような職域別の制度です（三菱UFJ年金情報2010年10月号「フランスの年金制度」ご参照）。

公的年金の給付水準が高いため、企業年金は発達していませんが、2003年の改革で従業員の拠出に企業が補助する制度である確定拠出型の制度（PERCO）が導入されています。

前サルコジ政権時である2010年11月に支給開始年齢を2018年までに60歳から62歳へ引き上げる改革法が施行されました。他の国から見ると開始年齢は低くなっていますが、ミッテラン政権の時に若者の就業促進のため、65歳から60歳へ引き下げられたためです。

満額年金を受給するためには、40年が必要でしたが、2010年の年金改革で41.5年に引き上げられました。現オランダ政権は、2035年までに41.5年から43年に延ばすことを目指しており、最近、政府の委員会は44年まで延ばすことを提案しています。この提案には、年金保険料率の0.3%引上げが含まれています。

ECは2013年末までに、支給開始年齢の引き上げと満額年金の期間を延ばす年金改革を

行うように促しています。改革がなければ、2020年までに財政赤字が207億ユーロ（約2.7兆円）に達すると予想されていますが、支給開始年齢については提案を拒否している形です。

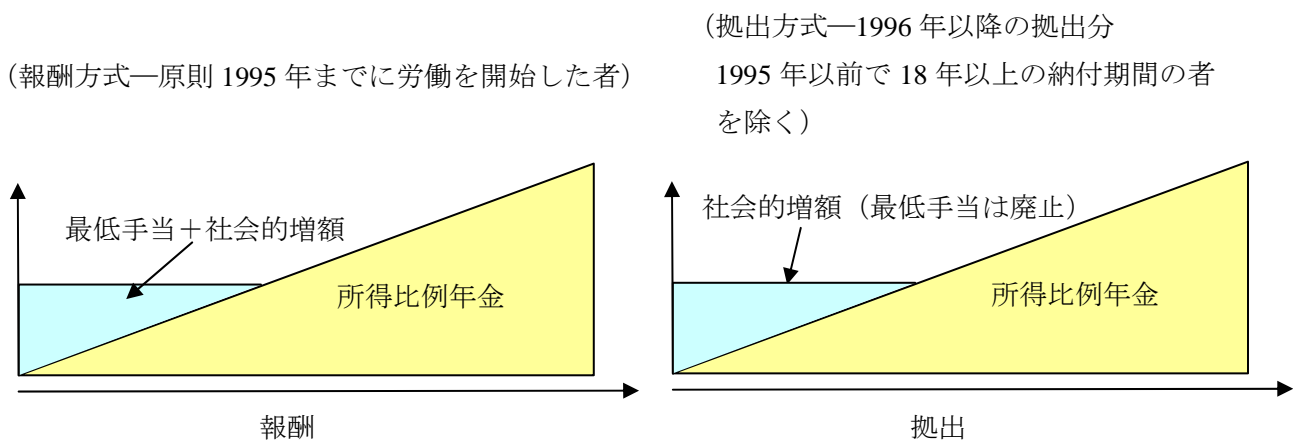
これらの改革によっても、財政赤字の圧縮分は8億ユーロにとどまると言われる中で、関連法案は、9月18日に閣議決定され、10月から審議入りする予定と報じられています。国民は反発することが予想されています。

2. 南欧の主要国の動向

(1) イタリア

公的年金は、1995年と2011年の年金改革の結果、制度が複雑になっています。所得比例年金で、支給開始年齢は男性66歳、女性62歳です。年金給付額の計算方法は、図1のとおり、2通りあり、1995年末時点での保険料納付期間が18年以上である場合は報酬方式、18年未満では報酬方式と拠出方式の併用、1996年以降に就労を開始した場合は拠出方式で計算されます。また、1995年12月以前の既加入者には低所得者向け最低手当があり、さらに70歳以上の者には、社会的増額措置が行われ上乘せされます。報酬方式の年金額は、現役時代の年収額の平均×保険料納付年数（最高40年）×支給率（原則2%）で計算されます。拠出方式は、拠出総額×転換指数（年齢が高まると大きくなる）で計算されます。拠出総額は、年収に算定率（現行の保険料率である33%）が使われ、累積されます。実際に積立金の裏付けがあるわけではなく、いわゆる賦課方式で運営されます。

(図1) イタリアの公的年金



2011年12月のモンティ政権の改革により、①年金の物価スライドを廃止（当面2012年、2013年の引上げを凍結）、②女性の支給開始年齢を2018年までに66歳へ引き上げ、③受給要件となる拠出期間を延長（40年⇒男性42年、女性41年）が決まりました。さらに、退職年齢を67歳に引き上げる予定です。

また、年金支給開始年齢（退職年齢）を平均余命と連動させる予定で、2015年以降、5

年ごとに 65 歳時の平均余命の伸びを検証し、検証時点から 15 年後の支給開始年齢を調整する仕組みです。この仕組みが機能すれば、実質的な支給開始年齢は 70 歳になるという予測もあります。

2 階部分として、公的年金を補完する「補足的保障制度」という任意加入の制度があります。企業単位・職業単位での基金設立や金融機関による設立が可能で、前者は企業年金の性格を持っていると言えます。

(2) スペイン

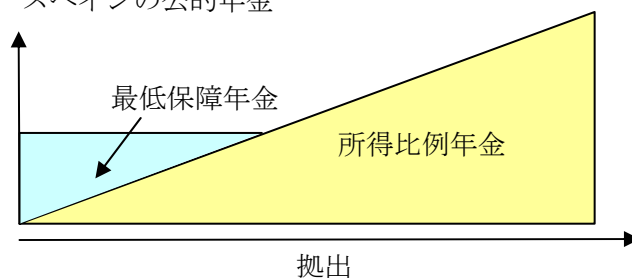
公的年金の構成は、図 2 のように北欧の制度に似た所得比例年金と最低保障年金の組み合わせです。15 年以上の拠出で受給権が得られ、35 年で満額となります。財政赤字が大きいため、EC や OECD から支給開始年齢の引上げを要請されています。

支給開始年齢は 65 歳ですが、2011 年の年金改革により 2013 年から 2027 年にかけて 67 歳に引き上げられる予定です。年金満額の年金拠出期間も 35 年から 37 年に引き上げる予定です。

所得のベースは退職前 15 年の所得の平均が使われますが、これを 25 年へ引き上げる予定です。また、35 年拠出するとこの平均所得の 100% の受給権を得られることになっていますが、この期間を段階的に 37 年に延長予定です。

2027 年から、支給開始年齢などが 5 年毎の平均余命に合わせて見直される予定です。これらの改革により、政府の予測では 2050 年時点で GDP 比 3.5% の歳出削減がはかれるとされています。

(図 2) スペインの公的年金



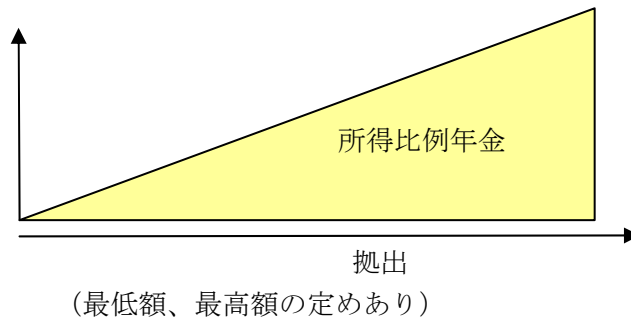
(3) ポルトガル

公的年金は、図 3 のように所得比例年金の 1 階建てで、受給資格期間は 15 年、支給開始年齢は 65 歳で、給付は平均賃金月額×加入期間×2%（ただし、21 年以上加入期間がある場合には平均賃金月額に応じて 2~2.3%）で計算されます。繰り上げによる減額、繰り下げによる増額の仕組みもあります。EC は財政赤字削減のため、年金額の削減や物価スライドの延期、最低保障を超える部分の年金凍結を求めています。この状況で、政府は様々な改革を目指しています。まず、支給開始年齢の 66 歳への引き上げです。そして人口構成により給付が調整される「サステナビリティ・ファクター」を使用しています。これは、平

均余命を 2006 年を基準に、退職前の平均余命と比較して、その比率で給付を調整します。さらに、経済指標なども調整要素に加えることも考えられています。

2012 年には、掛金拠出と給付額決定に算定給与上限を設けること、公的年金の中に個人勘定を設定することが提案されました。

(図 3) ポルトガルの公的年金



これまで、各国が外部の圧力を受けながら、財政再建と制度の持続可能性を高めるための取り組みを行っていることを見てきました。特にスペイン、イタリアでは、支給開始年齢を平均余命により見直す仕組みを入れています。デンマークも 65 歳から 67 歳へ引き上げた後、このような連動を実施予定です。さらに、英国でも検討されています。イタリアの総債務残高は GDP 比で 130%程度ですが、債務残高が GDP 比 230%である日本は同時に平均寿命でも世界でトップ水準にあります。必ずしも諸外国と同列に比較はできませんが、日本でも年金改革は重要な検討課題といえるでしょう。

以上

年金コンサルティング部 リサーチグループ 遠藤忠彦

<主な参考資料>

- ・ 日本経済新聞 2013 年 7 月 15 日付け「仏・南欧、年金改革へ - 財政再建急ぐ」
- ・ 年金シニアプラン総合研究機構「世界の年金情報」
- ・ IPE(Investment & Pensions Europe) のニュース
- ・ 厚生労働省、「2011～2012 年及び 2010～2011 年海外情勢報告」

退職給付会計の話題

～IASBの包括利益の表示に関する討議資料（2）～

《要約》

国際会計基準審議会（IASB）の概念フレームワークに関する討議資料では純利益とその他の包括利益に関する整理を行っています。

2013年9月号では、討議資料の概要と純利益・その他の包括利益の性格に関する討議資料の論点整理の概要をご紹介しましたが、今月はその他の包括利益に表示する損益に関する三つのアプローチ（実質的には二つ）とリサイクルに関する論点についてその内容をご紹介します。

三菱UFJ年金情報2013年9月号ではIASBは概念フレームワークに関する討議資料「Discussion Paper DP/2012/1 A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting」の中から、期中に発生した損益と純利益（PL）・その他の包括利益（OCI）の性格に関する論点をご紹介しました。

概念フレームワークでは、期中に発生した損益を一定の基準を設けて、PLに表示するのかOCIに表示するのか、OCIに表示した損益をPLにリサイクルするのか否か、また、リサイクルするとすればどの時点でどのようにリサイクルするのかなどを（IFRS全体として）平仄のとれた取扱いを目指しています。

一方、個別の基準ではそれぞれの取り扱う分野特有の債務構造や資産の特性があるため、全く同じ文言で表現したPLとOCIの区分・リサイクルの方法がその分野にうまく適合した内容となるかどうかという問題もあります。

討議資料ではこの点に関して三つのアプローチを提示した上で、それぞれのアプローチを採用した場合の課題等について整理しています。

1. 損益の表示に関する三つのアプローチ

財務諸表は企業の決算時点における財政状態と期中の業績を表すものであり、また、注記等も併せて見ることで、将来の財政状態や今後の収益を予測するための基礎となる資料でもあります。一言で言えば「企業の当期末までに実現したパフォーマンス、ならびに、将来のパフォーマンスを予測するためのツール」が財務諸表といえるのではないのでしょうか。

したがって、「企業のパフォーマンスとは何か」という点と損益の表示は密接に関連しているといえるでしょう。逆に、それぞれの財務諸表の利用者がイメージする「企業のパフォーマンス」によって損益の表示に関して様々な意見・見方が存在すると思われます。

討議資料では、現在の PL と OCI に関する一般的な見方・意見を以下の図表にまとめています。

(図表 1) OCI に表示すべき項目とリサイクルに関する意見

OCI項目	OCI項目とすることへの賛成意見	OCI項目とすることへの反対意見
未実現損益 未実現損益(再測定)はOCIに表示 損益が実現した段階でリサイクル	ほとんどの再測定項目は価格または推計値の一時的な変動 実現損益は確定値であり将来の企業のキャッシュフローの推計には再測定項目よりも有効	実現損益が企業業績の重要な指標であるか否かは対象となる資産がどのように将来の企業のキャッシュフローに影響を与えるか否かに依存する 流動資産の売却やデリバティブ契約から得られる金銭のように実現損益か否かが必ずしも有効な情報とはならないケースがある 損益を実現する時期によって利益操作が可能となる
非経常的な損益 非経常的な損益はOCIに表示 リサイクルしない	将来も繰り返し発生すると見込まれる取引は将来の企業業績の予測値として非経常的な損益よりも有効	どの損益が非経常的であるか否かの判断は困難であり恣意性が介在する余地がある 非経常的な損益であるか否かの判断は財務諸表利用者によって異なる可能性がある 非経常的な損益であるか否かは業種によって異なる可能性がある(同一業種内でも企業によって異なる可能性あり)
営業外損益 営業外損益はOCIに表示 リサイクルしない	営業損益は経営の実態を反映した損益であり、将来の企業業績を予測するための有効な指標	営業損益か否かは経営者の判断に依存するため企業間比較が困難となる可能性がある 様々な業種の企業全般に適用できるような「営業損益」を会計基準で定義することは困難
測定値の不確実性 測定値に大きな不確実性が伴う損益をOCIに表示 不確実性が減少した段階でリサイクル	測定値の不確実性の低い資産・負債から生ずる損益は企業の将来のキャッシュフローを予測するための指標としてより有効 短期の予測に基づく測定値は実際のキャッシュフローの実態をより良く反映する	OCIに表示するか否かという不確実性の水準を決定することは困難であり、かつ恣意性の介在する余地がある 不確実な測定値から発生する損益は最終的には確実性の高い測定値から発生する損益によって調整(相殺)される のれんの減損や貸倒引当金のような不確実な測定値から発生する損益もPLIに表示している(OCIに表示することを支持する意見は少数)
実現まで長期間を要する 実現までに長期間を要する損益はOCIに表示 実現までの期間が短期となった段階でリサイクル	実現までに長期間を要する損益は、逆方向の損益が発生する可能性や値が大きく変動する可能性があるため、最終的な損益の予測が難しい	期間が長期か短期かを決定するのが困難で恣意性が介在し易い 様々な企業・業種において何をもち「長期」とするのか
企業がコントロール不能 企業のコントロールが及ばない社外の事象によって発生する損益をOCIに表示 リサイクルしない	企業のコントロールが及ばない社外の事象に起因して発生する損益は企業・経営者の業績を示す指標としては相応しくない	何をもち「企業のコントロールの及ばない事象」とするのか難しい恣意性が介在する余地がある 例えば、売買目的で保有している債券価格が市場金利の変動によって変化した場合はどう考えるか 企業はどのようなリスクを負担するかを判断した上でリスクテイクしているはずであり、リスクをコントロールしていると言えるのではないか

このように、OCIへ表示すべき項目の性格やリサイクルの要否に関しては様々な意見があります。討議資料では、①OCIに表示すべき項目とPLに表示すべき項目をどのように区別すべきか、②OCIに表示した項目のリサイクルの要否およびリサイクルするタイミングと額をどのように決定すべきか、といった点に関して意見を求めています。

また、討議資料では損益の表示に関して、リサイクルを行わないアプローチ1、OCIへ表示する項目を狭い範囲に限定するアプローチ2、アプローチ2よりもやや広い範囲の損益を

OCIに表示することを認めるアプローチ3、の三つを提示して議論を展開しています。

アプローチ1 (Approach 1 : Prohibit Recycling) は「損益は発生段階で1回に限りPLまたはOCIに表示され、その後 (OCI から PL への) リサイクルは行わない」というアプローチです。

このアプローチの考え方は、「そもそも発生した損益はその性格に応じて PL または OCI に表示されるものであり、後で OCI から PL にリサイクルを行なうのは一つの損益が2度認識されることになり、財務諸表の有用性を損なう」という考え方によるものです。実際、リサイクルの処理は、改正後の日本の退職給付会計基準の処理のように、かなり複雑な処理であり、会計に詳しくない人にとってはあたかも損益が2回発生するかのような誤解を生じさせる可能性があります。

その意味では、ある程度説得力のある意見といえなくもありませんが、討議資料ではアプローチ1を検討対象にはしないとしています。

その理由は、アプローチ1の立場に立つと、OCIからPLへのリサイクルを行わないため、PLとOCIの関係・両者の性格およびどのように表示するのが企業のパフォーマンスをより良く表現するかといった点に関する議論が深まらないという懸念があるためであるとしています。

したがって、討議資料では、OCIからPLへのリサイクルが必要に応じて行われることを前提として、OCIへの表示とリサイクルの方法に関して (第2節・第3節で述べる) 二つのアプローチのいずれを採用すべきかを論点として挙げています。

2. Approach 2A : Narrow Approach

アプローチ2 (及び3も) では、OCIとPLの区分とリサイクルの要否に関して三つの原則を示し、それに基づいて分類した場合にそれぞれのIFRSにおける現状の取扱いとの関係を検討しています。

アプローチ2の原則は以下のとおりです。

原則1 : PLに表示される損益は企業が経済的リソースを投入して獲得した成果に関する最も基本的な情報である。

原則2 : 全ての損益はPLに表示される。ただし、ある損益をOCIに表示することで、期中に発生したPLに表示される損益の情報としての有用性を高めることになる場合を除く。

原則3 : 一旦OCIに表示した損益は、リサイクルを行うことで財務情報の有用性を高めるタイミングで、必ずリサイクルしなければならない。

この原則から「期中の損益はPLに表示するのが原則で、PLに表示すると企業のパフォーマンスが的確に表現されない場合に、例外的処理としてOCIに表示する。」という損益の表示に関するヒエラルキーが存在していることが判ります。

PLは、企業が期中に投入したリソースから得られるリターンであり、最も基本的なパフ

パフォーマンスを表す情報であると整理されています。すなわち、PLに表示される期中に発生した損益は、現在の企業のパフォーマンス（期中に投入した経済的リソースと獲得したリターン）を把握するための最も重要な情報であると位置づけられているわけです。

一方、投資家の立場から言えば、現在のパフォーマンスも重要ですが、将来もそのパフォーマンスが維持されるのか、言い換えれば、当期にPLに表示された損益が今後も継続し、将来の企業価値がどのようになるのかも重要です。この観点からは、投入したリソースとリターンの関係が明確でなく将来のパフォーマンスを予想する上で障害となる損益、継続的に発生しない一過性の損益はPLではなくOCIに表示することが望ましいこととなります。

また、OCIに表示した損益を事後的に適切なタイミング（PLが企業のパフォーマンスを的確に表現するタイミング）でPLにリサイクルしなければならない点も「PLが原則でOCIは例外」という観点からのものであることが判ります。この観点からは、アプローチ2では「OCIが適切なタイミングで必ずリサイクルされる」ということですから、「OCIにリサイクルする適切なタイミングが存在しない損益はOCIに表示してはならない」という結論になります。

実際にこのような考え方を具体的に適用するための考え方として、討議資料では「Bridging item」と「Mismatched remeasurement」という概念を導入して、OCIに表示する項目の要件を検討しています。

Bridging itemとは、貸借対照表における債務（または資産）の評価方法と、包括利益計算書（IFRSでは「純損益ならびにその他の包括利益計算書」、以下「包括利益計算書」といいます）におけるPLへ表示する際の評価方法がそれぞれ異なる項目のことです。

例えば、IASBが2012年に公表した「IFRS9号金融商品の分類と測定」の改正に関する公開草案では、貸借対照表では債券価格を公正価値（時価）で評価することとなっていますが、包括利益計算書では償却現価に基づいて損益をPLに表示することとしています。この結果、OCIには公正価値と償却現価の差額が表示されることとなります。そして、減損・期前償還・売却などが発生した段階でリサイクルすることとされています。

一方、損益が把握できるのが一連の取引のうちの一部のみである場合や把握できる期中の変動が必ずしも対象とする資産・債務の変動を十分に反映しない場合、当期中に発生した損益をPLに表示するのが適切でない場合があります。このように、期中に発生した損益が関連する取引も含めた全体像を十分に反映していないと考えられるものをMismatched remeasurementと定義しています。

討議資料では、将来の取引リスクをヘッジするデリバティブ（デリバティブの価格は公正価値で測定するため每期変動するが、対象とする取引が実際に成立した段階で初めて損益が確定するため、毎期の公正価値の変動は必ずしもパフォーマンス評価としては適切でない）や海外投資における為替変動に起因する損益（為替変動によって海外投資の自国通貨による価値は変動するが、のれん等の無形資産や現地通貨ベースでの非金融資産・債務の価格変動は的確に表現されておらず、毎期の為替変動による損益をPLに表示するのが必ず

しもパフォーマンス評価として適切でない)を Mismatched remeasurement の例として挙げています。

現在の IFRS で OCI に表示されている項目をアプローチ 2A の原則で評価したものが (図表 2) です。

(図表 2) アプローチ 2A で評価した現在の IFRS による OCI 表示項目

IFRS	対象資産・債務	OCI項目	Bridging item	Mismatched remeasurement	現在のIFRSと不整合な部分
金融商品 IFRS9 2012 ED	変動がOCIに表示される公正価値で評価される金融資産	割引率の変動に伴う公正価値の変動	○	×	
保険契約 2013 ED	保険契約	割引率の変動に伴う公正価値の変動	○	×	
有形固定資産 無形資産 鉱物資源 Ias16,IAS38,IFRS6	不動産、設備、無形資産、資源探査と資産評価	再評価損益	?	×	Bridging itemのなり得る。 再評価した額は廃棄時点で企業が受け取る金額を表し、減価償却費は企業の使用量を表す Bridging itemの定義変更が必要になる可能性あり。 ①現価償却は元々の価格に基づいて行う ②認識の中止・減損の際にリサイクルを行う
従業員給付 IAS19	年金・退職給付負債(または資産)の変動	再測定	?	×	年金の再測定はnarrow approachではOCIに計上不可
外国為替レート IAS21	海外事業への純投資(含むヘッジ)	為替損益	×	○	
金融商品 IFRS9 2010 ED	キャッシュフローヘッジ	公正価値の変動	×	○	
金融商品 IFRS9	損益がPLに表示される金融負債	発行者自身の信用リスクの変化に伴う公正価値の変動	×	?	mismatched remeasurementになり得る ^(注) 。 自社の信用力の変化に伴う公正価値の変化はのれんと関係あり。(信用力が悪化すればのれんの価値が低下。内部から生成されたのれんの価値は認識されていないため、自社の信用リスクの変動の影響がのれんに及ぼす影響は即座には認識されない) mismatched remeasurementの定義の変更をしなければならなくなる可能性あり。 負債が満期前に移転された場合には以前にOCIに表示された損益をリサイクルすることも考えられる。
金融商品 IFRS9	持分有価証券に対する投資	公正価値の変動剰道	×	×	減損モデルの見直しが行われなければ、bridging itemにもmismatched remeasurementにも該当しないと考えられる。 一般的に、公正価値の変動は投資有価証券の最も有用なパフォーマンス測定指標と考えられる(戦略的な投資は除かれるという意見あり)。

(注) 自社の信用リスクに起因する公正価値の変動は潜在的なbridging itemと考えることもできる。
PLに表示される測定値は当初に認識した時点における信用スプレッドを使用した負債の公正価値の変動を反映している。
OCIに表示された損益に累積額は負債の残存期間内に解消される可能性や満期前の認識中止時点でリサイクルする必要がある可能性もある。

アプローチ 2A では IAS19 号従業員給付の再測定が、Bridging item か否かが不明であるとしており、Mismatched remeasurement ではないとしています。

討議資料ではこの理由を以下のとおりとしています。

- ① 従業員給付の再測定は一連の取引の一部分から発生しているものではない(従業員給付に関連する他の取引が存在しない) こと
- ② 以下の理由から、PL に表示された損益の累計値が資産・債務の特性を明確に表して理解し易く、会計上重要な意味があるといった観点から整合性のとれたものとは考え難いこと
 - a) PL に表示された費用(勤務費用+純利息費用)はそれぞれ発生した期の期首における割引率で評価したものであり、本来であれば、当期首における割引率で再評価されるべきものである。しかし、当期首の割引率で過去の PL に表示された費用を全て再評価するのは実務上困難であり、何らかの単純化した方法で実施しようとするとう恣意性が介在する可能性がある。
 - b) 過去の予測値と実際の数値の差が OCI に表示されているが、これをリサイクルするのは非常に複雑であり、単純化した方法では恣意性を伴う可能性がある。

アプローチ 2A のもとで従業員給付の再測定を取り扱う方法としては、ア) 当期首における割引率で過去の PL に表示した額を再評価する実務的な方法を編み出す (Bridging item となる)、イ) アプローチ 2A の原則には適合しないが OCI に表示することを認める、ウ) IAS19 号を改正して再測定を PL の独立項目として扱う、といった代替的な取扱いが考えられるとされています。

従業員給付の再測定以外にも、不動産やプラントなどの再測定もアプローチ 2A では取扱いが難しいものとして挙げられています (図表 2)。

3. Approach 2B : Broad Approach

第 2 節で述べたように、アプローチ 2A では、現在の IFRS における OCI の取扱いと比較して、かなり乖離したものとなることが明らかです。そのため、現在の IFRS の取扱いが許容できるような選択肢としてアプローチ 2B が提案されています。アプローチ 2B における原則は以下のとおりですが、原則③以外はアプローチ 2A と同じ文言となっています。

原則 1 : PL に表示される損益は企業が経済的リソースを投入して獲得した成果に関する最も基本的な情報である。

原則 2 : 全ての損益は PL に表示される。ただし、ある損益を OCI に表示することで、期中に発生した PL に表示される損益の情報としての有用性を高めることになる場合を除く。

原則 3 : 一旦 OCI に表示した損益は、リサイクルを行うことが財務情報の有用性を高める場合に限って、リサイクルしなければならない。

原則 1 と 2 はアプローチ 2A と同じ文言ですが、現存する IFRS における取扱いを許容できるように解釈をすることで対応するとしています。

具体的には、アプローチ 2A では「当該損益に関連する資産と負債の性格が明確に理解可能となる場合に限って OCI に表示することができる」という解釈であるの対して、アプローチ 2B では「当該損益を OCI に表示することで PL に表示する項目の将来の予測が行い易くなるなど、一定の範囲で財務情報の有用性が高まるのであれば OCI に表示することを許容する」というものです。

原則 3 では「財務情報の有用性を高める場合に限って」リサイクルを行うこととしています。すなわち、「財務情報の有用性を高めることにならない場合はリサイクルを行わない」ということになり、必ずリサイクルを行なうアプローチ 2A とは異なっています。

これは、「従業員給付の再測定をリサイクルすることは、将来の企業のパフォーマンスを予測するためには有効ではない」といった意見に配慮したものであるということです。

このような考え方から、アプローチ 2B では「Bridging item」と「Mismatched remeasurement」の二つのカテゴリーに加えて「Transitory remeasurement」という第三のカテゴリーを追加しています。

Transitory remeasurement とは次の三つの条件を全て充足するものとしています。



- ① 資産・負債の実現・清算に長期間を要するものであること
- ② 当期に発生した再測定が、翌期以降（資産・債務が存在する期間中）に反対の再測定が発生する、あるいは、非常に大きな再測定が発生する可能性があること
- ③ 当期発生した再測定の全て（または一部）を OCI に表示することで、期中に企業が費やした経済的リソースのリターンの指標としての PL の有用性を高める、あるいは、PL の意味合いの理解促進につながるものであること

この Transitory remeasurement の概念は、IAS19 号従業員給付の再測定にマッチしたものと考えるでしょう。退職給付制度の資産・債務は制度が存続する限り存在し続け、市場変動による退職給付債務・制度資産の変動は翌期以降も変動し続けますし、再測定を OCI に表示することで企業の人件費（勤務費用）も正確に把握できます。

アプローチ 2B を IFRS で OCI に表示している項目に適用した結果が（図表 3）です。

（図表 3）アプローチ 2B で評価した現在の IFRS における OCI 表示項目

IFRS	対象資産・債務	OCI項目	アプローチ2BのOCIとなるか	OCIとなる根拠
金融商品 IFRS9 2012 ED	変動がOCIに表示される公正価値で評価される金融資産	割引率の変動に伴う公正価値の変動	○	Bridging item
保険契約 2013 ED	保険契約	割引率の変動に伴う公正価値の変動	○	Bridging item
有形固定資産 無形資産 鉱物資源 Ias16,IAS38,IFRS6	不動産、設備、無形資産、資源探査と資産評価	再評価損益	○	Transitory remeasurement
従業員給付 IAS19	年金:退職給付負債(または資産)の変動	再測定	○	Transitory remeasurement
外国為替レート IAS21	海外事業への純投資(含むヘッジ)	為替損益	○	Mismatched remeasurement
金融商品 IFRS9 2010 ED	キャッシュフローヘッジ	公正価値の変動	○	Mismatched remeasurement
金融商品 IFRS9	損益がPLに表示される金融負債	発行者自身の信用リスクの変化に伴う公正価値の変動	○	Transitory remeasurement
金融商品 IFRS9	持分有価証券に対する投資	公正価値の変動剰道	○	Transitory remeasurement

また、討議資料では、アプローチ 2A、または、アプローチ 2B を適用した場合、現在 PL に表示している損益が、Bridging item または Transitory remeasurement に該当して OCI に表示されるものが生じる点を指摘しています。

具体的には（図表 4）のとおり、引当金・偶発資産・偶発債務（IAS37 号）、投資不動産（IAS40 号）、農業（IAS41 号）です。

(図表 4) Bridging item または Transitory item に該当する現在の IFRS における PL 表示項目

IFRS	資産・負債として認識される対象	現在PLで認識されている項目	Bridging item または Transitory remeasurement としての要件を満たす根拠
IAS37 引当金、偶発負債 および偶発資産	長期引当金 (廃止・修復、その他類似の引当金を含む)	再測定	Transitory remeasurementの要件を満たす 割引率のように、僅かな市場変動によって当該決算期における再測定が大きく変動する長期性引当金となりえる 割引率の変動による再測定は、引当金の存在する期間にわたって、既に発生したものは逆の損益が発生したり、引当金に大きな影響を与えることがある 再測定の要素を分解してOCIに表示することで、費用の増加などがより理解し易くなる しかし、最初に損失を認識する取扱いとその後の決算期における再測定の取扱いの平仄が取れなくなる
IAS40 投資不動産	投資不動産	再測定	Bridging itemの要件を満たす (a) 賃貸料(キャッシュフロー)を獲得することを目的とするビジネスモデル、(b) 不動産の売買によって収益を獲得するビジネスモデル、の両方が存在するが、この両方ともに適用することが適切か
IAS41 農業	収穫前の植物資産	公正価値の変動－売却に要する費用	Transitory remeasurementの要件を満たす 農業資産は長期性資産であるため、商品価格・割引率などの僅かな変動が、当期中の再測定のみならず資産の存在する全ての期間にわたって大きな影響を及ぼすいくつかの部分の部分をOCIに表示することで、生育に伴う公正価値の変動などのPLに表示される項目の理解がしやすくなるが考えられる ^(注)
(注) IAS41号の改善提案では、いくつかの価格の低下した農業資産について不動産・生産設備等と同様の取扱いとすることとしている この取扱いではIAS16号(有形固定資産)の再評価モデルを利用することとしている			

討議資料によれば、(図表 4) の項目は、アプローチ 2A または 2B を採用した場合に、OCI に表示する基準を満たす項目ではあるものの、それぞれの会計基準の変更を行わない限り、現状の取扱い (PL に表示) を変更するものではないとしています。

なお、現在 PL に表示されている項目で Mismatched remeasurement に該当 (OCI へ表示する要件を見たとす) する項目の洗い出しは完了していないとのことです。したがって、その結果によっては、(図表 4) 以外の項目で OCI へ表示する要件を満たすものが発生する可能性があります。

第 1 節で述べたとおり、IASB としては考えられる包括利益の表示とリサイクルに関する三つのアプローチの中で、リサイクルを行わないアプローチ 1 は推奨していません。しかし、討議資料では (図表 5) のとおり、アプローチ 1 を含めた三つのアプローチについてそれぞれ支持・不支持の理由を例示しています。

(図表 5-1) アプローチ 1 に関する支持・不支持の理由

アプローチ	支持する理由	反対する理由
アプローチ1 (PL or OCIに表示 後リサイクルなし)	リサイクルを禁止することで複雑さを解消できる (リサイクルは期間損益の実態をわかりにくくする) 発生した損益が包括利益計算書の中で1回だけ法事されるため、財務報告の理解度が高まる リサイクルによる補整は必ずしも「損益」の定義に合致しない 収益の操作が行いにくくなる	リサイクルを行わないとするとPLとOCIに何を表示すべきかという視点がなくなる 基準開発・改正の際に、どのようにPLまたはOCIに区分するのかについて、IASBの裁量が大きくなりすぎる リサイクルを禁止した場合、一旦OCIに表示された項目がPLには表示されなくなるため、企業が期中に費やした経済的リソースの見返りとしてのリターンが的確に表示されなくなる

(図表 5-2) アプローチ 2A および 2B に関する支持・不支持の理由

アプローチ	支持する理由	反対する理由
アプローチ2A (OCIの範囲が限定的&必ずリサイクル)	<p>どの項目をOCIに表示すべきかという明確な基準ができるため、OCIへの表示方法がIFRS全体として平仄のとれたものとなる</p> <p>平仄のとれたリサイクルが行われるため、財務報告の複雑さが軽減される</p> <p>どの損益も際数的にはPLに表示されるため、企業が費やした経済的リソースの見返りの根本的な指標としてのPLの位置づけが明確になる</p> <p>それぞれの項目に関するOCIの累積額の意味がおのずと明らかになる</p>	<p>現在、OCIに表示されている項目のうちいくつかは「bridging item」または「mismatched remeasurement」の定義に該当しなくなる それらの項目はOCIに表示されるべきであり、「bridging item」や「mismatched remeasurement」の定義そのものに疑問を感じる</p> <p>将来のIFRSの発展のために、OCIへの表示に関してIASBにある程度の裁量を持たせるべき</p> <p>必ずリサイクルを行うこととした場合、PLに表示される当期損益が必ずしも有用な情報とならない可能</p>
アプローチ2B (OCIの範囲拡大&有用性を増す場合にリサイクルを限定)	<p>OCIへの表示に関するフレームワークが構築され、かつ、基準開発・改正に関するIASBの裁量の余地がある程度確保できる</p> <p>市場の僅かな変動に伴って発生する損益を全てPLで表示した場合、業績を表す指標としてのPLの意味合いが低下する可能性がある アプローチ2Bはこのような項目を分離してOCIに表示するという裁量権をIASBに付与することになる</p> <p>アプローチ2Bは、現在のOCIへの表示と非常に近いものである</p> <p>リサイクルは必ずしも継続した決算期における取引等に関する有用な情報を十分に提供するとは限らない アプローチ2Bは有用な情報的脚という観点で、IASBに一定の裁量権を与えるものである</p>	<p>IASBに基準開発・改正の際のOCIの表示に関する裁量権を与えた場合、それぞれのIFRSでOCIの表示に関して不整合が発生する可能性がある</p> <p>リサイクルの取扱いについて整合性が取れなくなる可能性がある この場合、「リサイクリング禁止」あるいは「必ずリサイクル」と比較して複雑な取扱いとなる</p> <p>OCIのリサイクルを限定的にすることは、PLの重要性を減少させることになる リサイクルを行わないとした項目については、重要な取引等がPLに反映されない結果となりかねない</p> <p>OCIの累積額が会計上意味を持たなくなる項目が発生する可能性がある</p>

この支持・不支持の理由はあくまでもIASBが考えたものですが、従来からの様々な議論の経緯を踏まえて作成したものであると考えられます。

今月は、概念フレームワークのOCIに関する議論のうちの三つのアプローチに関する部分の概要をご紹介します。

討議資料に掲載されている三つのアプローチにはそれぞれ一定の合理性がある一方で、詳細の部分では（企業のパフォーマンスとは何かという考え方の違いによって）課題が存在するというのが実態であるように感じます。

概念フレームワークの結論は2015年に出る予定ですが、日本基準にも大きな影響を与えるものと考えられ、今後の議論の推移に注目してゆく必要がありそうです。

(参考資料)

- Discussion Paper DP/2013/1 A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting

年金コンサルティング部 佐野邦明

上場企業の2012年度退職給付の状況 (2)

～注記事項における注目ポイント～

《要約》

退職給付会計では、退職給付債務の算出方法や実施している制度の状況についても開示が求められます。期間配分計算では現在の基準で原則的方法とされている期間定額基準が96%を占めています。

制度の実施状況では、5社に1社は自社ないし子会社が厚生年金基金の加入事業所となっています。なお、現在の開示基準では加入している(総合型)厚生年金基金の財政状況の開示を求めています。この数値は十分に吟味する必要があります。

今年度末から適用される改正退職給付会計では、いわゆる即時認識以外にも退職給付債務の算出方法が変更されたり、情報開示が充実されるなど大きな変更があります。今月は現状の退職給付債務の計算(期間配分の方法)、さらに現状の開示基準で示されている情報に関して2012年度データの分析結果をご提供します。

1. 期間配分方法は期間定額基準が圧倒的

改正前基準では退職給付債務の計算における期間帰属の計算は、原則として期間定額によるとされていますが、各期の労働の対価を合理的に反映していると認められる場合には、給与基準、支給倍率基準、(ポイント制を採用している場合には)ポイント基準を選択することも認められていました。このため、退職給付に関する注記において、期間帰属方法の算出方法を記載することが求められています。

2012年度決算の注記によると期間定額基準を採用している企業は、期間帰属方法に関して記載があった企業2,225社のうち2,124社(構成比95.5%)となっています。原則的方法とされているので当然のことではありますが、ほとんどの会社がこの方法を採用していることがわかります。他の方法では、ポイント基準が56社(構成比2.5%)、その他44社(同2.0%)、支給倍率基準が1社となっています。ちなみに、その他としている会社は(すべての会社を調べたわけではありませんが)、制度毎に異なる基準を使っていたり、親会社と子会社とで採用方法が異なる会社です。

改正後基準では、期間帰属方法の算出方法を期間定額と給付算定式から選択することになります。この結果、期間定額が圧倒的な比率を占める状況ではなくなると想定されます。なお、弊社では、弊社で退職給付債務の計算を受託している会社に対して、新基準で採用する期間帰属方法をご回答いただいています。第1表が、8月中旬現在における回答結果ですが、3分の2が給付算定式に変更するという結果になっています。回答を上場企業と非上

場企業とに分類すると、上場企業では 8 割近くが給付算定式を選定しているのに対し、非上場企業では逆に 6 割近くが期間定額を選定するという結果になっています。また、未定の企業も少なくなく、さらに弊社で退職給付債務の計算を受託している企業のみを対象とした調査であるため、この集計結果が日本企業全体における動向と一致しているとは限りません。ただ、上場企業では、この機会に IFRS や米国基準で使用される給付算定式に変更しておこうという傾向が表れる一方、非上場企業は既存の方法を変更する必要性を特に感じていないのかもしれませんが。

(第 1 表) 弊社計算受託企業における期間帰属計算選択状況 (8 月中旬現在) (単位: 社、%)

	上場企業		非上場企業		合計	
	社数	比率	社数	比率	社数	比率
期間定額基準	45	22.8	54	59.3	99	34.4
給付算定式基準	152	77.2	37	40.7	189	65.6
合計	197	100.0	91	100.0	288	100.0

2. 厚生年金基金に関する開示情報

注記では、自社及び自社の子会社で採用している制度が記載されます。昨年の本誌 (2012 年 11 月号) では有価証券報告書の注記に基づく DC の実施状況をご紹介しましたが、今年度は厚生年金基金の実施状況等についてご紹介いたします。厚生年金基金に関しては、法改正により今後存廃等を決定していかなければならないことになるため、会計数値にも影響を及ぼす可能性があるからです。

注記において、自社あるいは自社の子会社で厚生年金基金を実施していると記載している会社は、集計対象とした 2,963 社中、609 社あります。確定給付企業年金を実施している会社 (1,650 社) に比べると少ないものの、ほぼ 5 社に 1 社が自社ないし子会社で厚生年金基金を実施していることとなります。もっとも、平成 25 年 9 月 1 日現在で単独・連合型の厚生年金基金は 69 基金にとどまっており、実施していると回答した会社のほとんどは自社ないし子会社が総合型基金の加入事業所になっているケースであると考えられます。

総合型厚生年金基金の場合、自社の拠出に見合う年金資産を特定することができないケースに該当するため、拠出額を費用とするいわゆる退職給付会計の“例外処理”を適用することが一般的です。この処理を行った場合、当該処理を行っている複数事業主制度について、①制度全体の積立状況に関する事項、②制度全体に占める当該企業の掛金拠出割合 (又は加入人数割合あるいは給与額割合)、③補足説明、を開示することになっています。

こうした開示は投資の判断材料を提供することが目的ですが、その数値の意味を十分に理解しないと誤った判断につながる懸念があります。この点について、以下で具体的な数値で説明します。例えば、制度全体の積立状況に関して制度全体の給付債務と年金資産を開示します。前述の 609 社の合計で給付債務は 111 兆円、年金資産は 93 兆円となっていま

す。平成25年3月末時点で厚生年金基金全体の資産は29兆円弱ですから、実際の資産の3倍もの規模になっています。これは、1つの総合型基金に複数の上場企業あるいはその子会社が加入していることがあり、数値が重複しているからです。

また、加入している厚生年金基金の年金資産残高が最も大きかった企業の年金資産残高は実に1兆6561億円にも及んでいました。これは複数の会社が複数の異なった厚生年金基金の加入事業所であったためと考えられます。実際、ある会社では加入している複数の厚生年金基金の基金名と基金毎の年金資産残高を注記で開示しています。これは、有価証券報告書を提出した企業の規模に比して厚生年金基金の資産および給付債務が大きいため、表面的な数値によって自社のリスクが過大に評価されることを回避するためとみられます。また、加入している総合基金の給付債務が前年度に比べて10倍以上に膨らんでいる会社もありましたが、この企業も開示によって、この増加は加入している総合基金の合併によるものと増加の理由を記載しています。

制度全体に占める掛金等の拠出割合等も開示が要求されますが、これは当該企業が基金内でどの程度の比率を占めるかを示すもので、加入人数や給与総額の比率でもよいことになっています。集計した会社の平均値は4.9%となっていますが、5割を超す会社もみられます。ただ、この比率は基金が解散した場合等の当該企業の負担割合などと必ずしも一致しないという点には注意する必要があります。

確かに、何らかの開示が行われなければ、総合型の基金に加入している事実は分かりませんし、当該基金の積立状況や基金における当該企業の比重等が分からなければ、掛金の追加負担の発生の可能性や発生した場合の影響度合いも分かりません。一方で、ここで指摘したような事情を理解していないと、当該企業のリスクを誤って見積もってしまう危険性があります。厚生年金保険法の改正で、今後厚生年金基金は他制度への移行や解散を余儀なくされる場合がありますが、この場合、加入事業所は何らかの経済的な影響を受ける可能性があります。企業サイドではより正確な情報を提供することが望まれますが、投資家サイドも開示情報を十分に吟味したうえで投資判断を行うことが必要です。

(第2表) 総合基金に関する注記

(単位：件、億円、%)

	実施企業	給付債務	年金資産	(掛金等)の比率
合計	609	1,114,134	929,989	—
平均	—	1,829	1,527	4.69
最大	—	16,560	16,475	56.1

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野 正徳



年金基礎講座（会計・税務編②）

【今月のテーマ】

割引率とは

○割引率

先月号では、現価の概念を紹介しましたが、企業会計における退職給付債務の計算でもこの考え方を用います。本誌 8 月号で退職給付債務の計算方法について、退職給付見込額×期間帰属の計算×割引計算 で求めると書きましたが、割引計算に使う利率が割引率です。

割引率は、期末における安全性の高い債券の利回りを基礎として決定します。安全性の高い債券とは、国債、政府機関債および優良社債（複数の格付け機関からダブル A 格相当以上を得ている社債）を指します。また、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」において、割引率は退職給付支払いごとの支払い見込期間を反映するものでなくてはならないと定められています。具体的には、退職給付の支払い見込期間および支払額を反映した単一の加重平均割引率や退職給付の支払期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法があります（詳細については、本誌 7 月号をご覧ください）。

割引率が低下すると退職給付債務は大きくなります（図表 1）。2012 年度の分布状況を見ると、割引率を 1.5%未満としている企業が最も多くなっています（図表 2）。

（図表 1）割引率による退職給付債務への影響

割引期間/ 割引率	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%	3.0%
5年	95.1	92.8	90.6	88.4	86.3
10年	90.5	86.2	82.0	78.1	74.4
15年	86.1	80.0	74.3	69.0	64.2
20年	82.0	74.2	67.3	61.0	55.4
25年	78.0	68.9	61.0	53.9	47.8

（100 の給付の期間別、割引率別の現在価値）

（図表 2）割引率の設定状況

	1.5%未満	1.5%以上 2.0%未満	2.0%以上 2.5%未満	2.5%以上 3.0%未満	計	単純 平均
主に2011年3月期	32 (6.0%)	79 (16.0%)	303 (61.2%)	81 (16.4%)	495 (100.0%)	2.00%
主に2012年3月期	56 (11.0%)	147 (29.7%)	250 (50.5%)	42 (8.5%)	495 (100.0%)	1.86%
主に2013年3月期	234 (47.0%)	155 (31.2%)	103 (20.7%)	5 (1.0%)	497 (100.0%)	1.47%

日経デジタルメディア社のデータベース（日経NEEDSデータ）より三菱UFJ信託銀行作成

CSRとサステナビリティ

～地球の定員オーバー問題（6）～

温暖化＝気候変動問題 その5

《要約》

温暖化はほとんどCO₂に原因があると考えられる。また、国別にその排出量をみると中国とアメリカが4割を占めている。

また、燃料別にCO₂の排出量をみると、意外に石炭による量が多いことがわかる。

台風の季節である。温暖化で海から上がる水蒸気が増加することによって台風の威力が以前に比べて明らかに増している。

個々の台風や風水害に対して、それが温暖化と関係するとかの因果関係は学問的には証明できないようであり、新聞などにそうしたコメントは見当たらないが、わが国では数十年に1度の危険に対して「特別警報」が新設されたとか、その後すぐにそうした警報が発令されたとか聞くと、心中穏やかでないのは筆者ばかりではないと思う。

前回は、地球温暖化が人為的なものであるということに対する懐疑論が根強く存在すること、しかし、4,000本もの論文を検証した結果として、こうした懐疑論は明確に否定されていること、について述べた。また、サステナビリティという言葉が、日本では驚くほど知られていないことについても言及した。

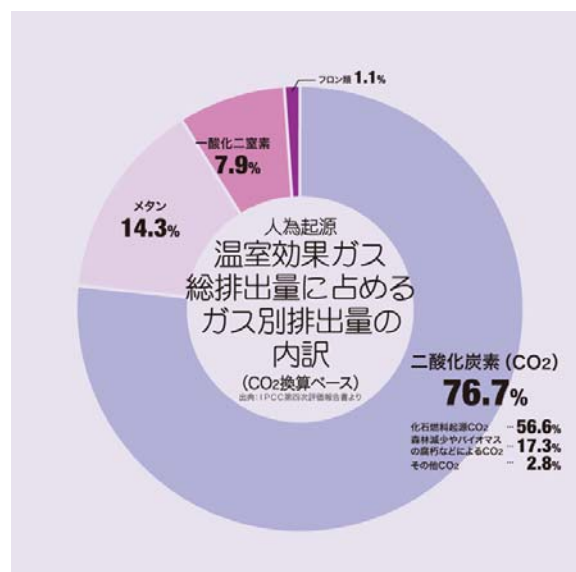
今回は、温暖化の原因について、考えてみたい。

なお、以下のグラフは、すべてJCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センターのウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) に依った。このウェブは非常に良くできているので、興味ある方はぜひご覧いただきたい。

(1) 大半はCO₂の問題

右の図は、温室効果ガスといわれる物質がどれくらい温暖化に影響しているかという図である。図が示すように、大半の原因がCO₂によるものだということがわかる。

なおIPCCとは、気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略称であり、国連と世界気象機関(WMO)により1988年に設立され、2,500人以上の科学者の気候変動に関する研究成果をまとめて、問題解決に必要な政策を示している。



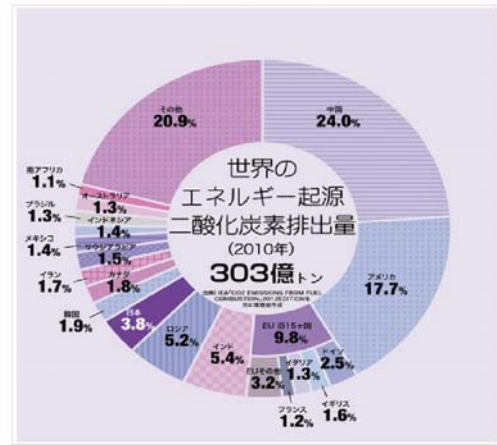
(出所) IPCC 第4次評価報告書(2007)

(2) 中国とアメリカで4割を超える排出

次は、国別のシェアである。

順位	国名	百万t	シェア%
1	中国	7,259	24.0
2	アメリカ	5,369	17.7
3	EU	2,972	9.8
4	インド	1,626	5.4
5	ロシア	1,581	5.2
6	日本	1,143	3.8
7	韓国	563	1.9
8	カナダ	537	1.8
9	イラン	509	1.7
10	サウジアラビア	446	1.5

世界の二酸化炭素排出量(2010年)



出典) IEA「CO2 EMISSIONS FROM FUEL COMBUSTION」2012 EDITIONを元に環境省作成

以上の10ヶ国で全体の73%ほどになる。CO₂問題は、どうしても中国やアメリカを巻き込んで国際的に解決するしかない。

(3) 意外に多い石炭による排ガス

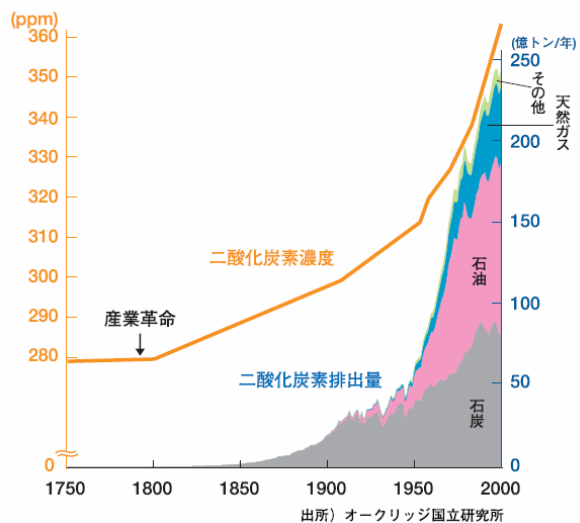
右は、産業革命あたり以降のCO₂の濃度と、種類別の燃料の量の推移である。

よく言われることだが、石油は300年経てば1滴もなくなる。石炭は可採埋蔵量が豊富であり、その可採年数は石油の3.5倍、天然ガスの2.3倍となっている。しかし、近年の石炭需要増に伴い、可採年数は急速に減少している。

なお、図の産業革命以前のCO₂二酸化炭素濃度は本当に安定していたのかと、懐疑的に思う人がいるかもしれない。

アル・ゴア氏の『不都合な真実』には、南極の氷床から採取して計測した65万年前からの二酸化炭素濃度の推移のグラフがある。それによれば、以前も確かに濃度は上下しているが、それらの幅と比べても、産業革命以降の濃度は突出して高くなっているのである。

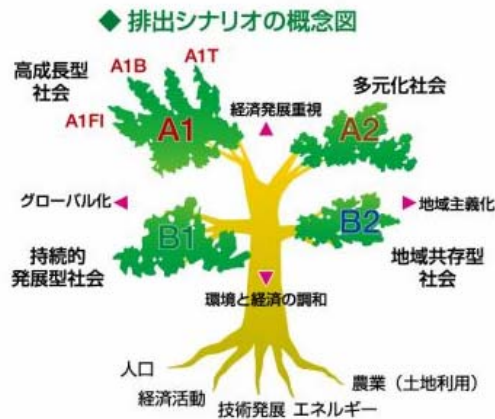
◆温室効果ガス(CO₂)の濃度と量の推移



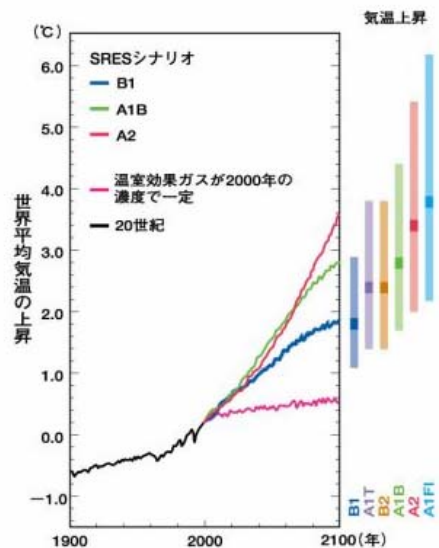
以下は、2007年に発表された IPCC（既述）の第4次評価報告書から引いた。

樹木図にあるように、経済発展を重視するか環境と経済の調和を目指すかというタテの軸と、世界がグローバル化して問題解決に当たるか、地域化しながら当たるかというヨコの軸を中心として、来るべき社会を「持続的発展型社会」「高成長型社会」「多元化社会」「地域共存型社会」に分けて、世界の平均気温がどの程度上昇するかをイメージしようとしている。そして、各々のシナリオの元で温暖化の程度を測って、バリ・COP13 において対策にまで導こうとしたようであるが、残念ながら合意には至っていない。

● IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、このままでは、2100年に地球の平均気温は1.8～4.0℃（予測幅は1.1℃～6.4℃）上昇すると2007年に発表しました。



◆ 世界の平均気温の予測
(1980-1999年の平均と
比較した気温上昇)



出典：IPCC第4次評価報告書
出典：環境省「STOP THE 温暖化 2008」

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋

<コラム> アドリブ経済時評

お・も・て・な・し

2020年のオリンピックが東京で開かれることが決まった。人並みに、嬉しい。

それに絡んで、「おもてなし」という言葉を頻繁に聞くようになった。気になって調べていたら、茶人の千利休が言ったという「利休七則」に突き当たった。

茶の湯を学ぶ者にとって基本となる心得ということであるが、いろいろな業務などでも重要なことと思われるので、紹介したい。

一、茶は服のよきように点て：「服」とは、服用という言葉があるように、飲むことを意味する。ここでいう「服のよきよう」とは、飲んだ人にとっての調度良い加減という意味となる。石田三成がまだ十代で寺に奉公していたときの次のような有名な逸話がある。

秀吉が鷹狩りの途中で喉が渇いて三成の寺に立ち寄った際に、茶を準備することになった三成が、まず一杯めには秀吉の喉の渇きを第一に考えて、薄くて温い茶を茶碗に多めに出す。そして、お代わりを所望された二杯目には茶碗に半分くらい、少し濃くてちょっと熱い茶を出し、更に注文された三杯めには、寺で一番上等の茶碗に熱い上等の茶を少しだけ出したという話である。解りやすいが、なかなかできないことではある。

二、炭は湯の沸くように置き：準備の重要性ということを、炭という、重要でやや扱いが難しいモノで、象徴的に説いている。

三、花は野にあるように：花を活けるという行為は、「歓迎」の意を具象的に表すのだが、その効果をどう狙うかということ、よく考えて心を込めるようにということである。

四、夏は涼しく冬暖かに：夏の風鈴のように、耳や目によって実際とは異なる状態に感じさせる方法、つまり感性による演出をなさいということである。

五、時刻は早めに：常に自分の中の時計の針を進めておくということである。自分のイメージの時間が常に先行していれば相手の行動も推測でき、その時差が心の余裕となって、人に接するために最重要な「平常心を保つ」ことができるということだろう。

六、降らずとも傘の用意：「傘」は、想定外の状況になった時に初めて必要になる物の象徴である。その時、他者に「憂い」を持たせないため、自分が不測の事態を想定しておく。

七、相客に心せよ：茶道からきた言葉である「一期一会、一生に一度しか会う機会が無いような、不思議な縁」を旨として、同席した客に気を配りなさいということである。

オリンピックでは外国の客がたくさん来る。

この際、自分たちの文化である「おもてなし」について、集中的に考えてみたいものである。

【2013/9/29】

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋



- 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なり

